

二酸化炭素消火設備の法令等が改正されました

令和2年12月から令和3年4月にかけて全域放出方式の二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため、二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準等が改正されました。(令和5年4月1日施行)

『 二酸化炭素消火設備の技術上の基準の改正について (改正通知文) 』

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/99567866ed79045653e095c431fdef8643cd0116.pdf>

1 二酸化炭素消火設備の技術上の基準の改正

- (1) 起動用ガス容器の設置
- (2) 起動装置に消火剤の放出を停止するための緊急停止装置の設置
- (3) 自動式起動装置の場合は、2以上の火災信号により起動
- (4) 自動式起動装置の場合の、音響警報装置は音声による警報
- (5) 集合管または操作管に閉止弁の設置
- (6) 二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置
- (7) 工事等で防護区画内に人が立ち入る場合、閉止弁は閉止された状態を維持
- (8) 工事等で防護区画内に人が立ち入る場合、自動手動切替え装置は手動状態を維持
- (9) 消火剤が放出された場合、排出されるまでの間、立ち入りの制限
- (10) 設備の構造並びに工事等の際にとるべき具体的な措置の内容を定めた図書の備え付け

※上記(5)から(10)は、既存建物に設置されている二酸化炭素消火設備に対しても適用されるため、**令和5年3月31日**までに、必要な措置を講じていただかなければなりません。
ただし、(5)については、**令和6年3月31日**まで経過措置期間が設けられています。

2 消防設備士等による定期点検の改正

全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設置されている建物は、消防法第17条の3の3に規定する消防設備等の定期点検については、有資格者である消防設備士または消防設備点検資格者に点検させなければならないと新たに規定されました。

『 二酸化炭素消火設備に係る基準改正のポイント 』

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/nisannkatansso/items/kaiseiri-huretto.pdf>

別紙 二酸化炭素消火設備 二酸化炭素消火設備に関する法令の改正の概要

二酸化炭素消火設備に係る基準改正のポイント

二酸化炭素消火設備とは？

- 防護区画(二酸化炭素が放出されるエリア)内の避難経路を低下させ、誘導します。
- 器具の設置場所や設置方法が厳格に定められています。
- 器具の設置場所や設置方法が厳格に定められています。

改正の背景

令和2年12月から令和3年4月にかけて二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため、二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準等が改正されました。

既に設置されている二酸化炭素消火設備において必要となる主な対応

令和5年3月31日までに **令和6年3月31日までに**

- 1 標識の設置が必要となります
- 2 図書の備え付けが必要となります
- 3 閉止弁の設置が必要となります

ただし、令和6年3月31日までに設置されている閉止弁のうち、一定の条件を満たすものについては、遡及して適用されません。詳細は裏面をご確認ください。

閉止弁の基準

目的: 閉止弁の設置は、二酸化炭素消火設備の設置場所の閉止を目的とする。

構造及び機能

材質

耐圧試験

気密試験

作動試験

等価性

表示

ただし、令和5年3月31日までに設置されている閉止弁のうち、一定の条件を満たすものについて、一定の条件を満たさない場合は、適用されません。詳細は、次のとおりです。

その他主な改正点

既に設置されているものも、全ての二酸化炭素消火設備を対象

- 二酸化炭素消火設備が設置された防火区画内における消防設備等の設置は、消防設備士または消防設備点検資格者によるものとする。
- 防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止弁を閉止し、かつ、手動装置により閉止した状態を維持する。
- 消防設備士または消防設備点検資格者による点検等を行う必要がある。
- 閉止弁の設置場所や設置方法が厳格に定められている。
- 閉止弁の設置場所や設置方法が厳格に定められている。

リーフレットも参考にしてください。

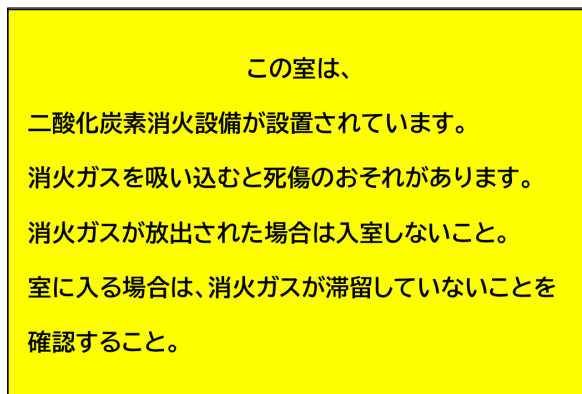


『 設置が義務化される標識について 』

二酸化炭素の危険性を注意喚起する**標識**を、次の場所の出入口等に設置する必要があります。

- (1) 二酸化炭素を貯蔵する容器がある場所(消火ポンペ庫室)
- (2) 二酸化炭素が放出される場所(防護区画)

標識はイラストタイプと文章タイプの**2種類**の設置が必要となります。



< 標識は以下の総務省消防庁ホームページから**ダウンロード**できます。 >

- イラストタイプの標識<A3サイズで出力>

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/nisannkatannso/items/JIS_A3.pdf

- イラストタイプの標識<A4サイズで出力>

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/nisannkatannso/items/JIS_bunkatsu.pdf

- 文章タイプの標識<A4サイズ>

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/nisannkatannso/items/tyuijikou_A4.pdf

※ 消防庁より、イラストタイプの標識として使用できるポスターの配布も予定されています。ポスターを希望する事業所の方は管轄消防署の予防係まで連絡してください。

『 二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドラインの策定 』

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/221124_yobou_3.pdf

『 工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル 』

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/221221_yobou_1.pdf

問い合わせ先

中央消防署予防係	Tel 076-280-5041	駅西消防署予防係	Tel 076-280-6094
金石消防署予防係	Tel 076-280-7037	消防局予防課予防係	Tel 076-280-2065